



平 29 医 療 政 策 第 4 3 6 号  
平成 29 年 (2017 年) 9 月 14 日

山口県医師会長 }  
山口県歯科医師会長 } 様  
山口県病院協会会長 }

山口県健康福祉部医療政策課長



### 医療機能情報の報告（定期報告）について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法第6条の3の規定に基づき、病院、診療所等の管理者は、毎年度1回、その医療機能情報を県に報告し、県はその情報を集約の上、広く県民に公表することが義務付けられております。

つきましては、今年度の定期報告を下記のとおり実施しますので、予めお知らせするとともに、本制度の趣旨を御理解いただき、貴会会員への周知等、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、各医療機関へは平成29年9月29日付けで通知することとしておりますので申し添えます。

### 記

#### 1 目 的

病院、診療所、助産所（以下「病院等」という。）に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報について県への報告を義務付けるとともに、県が報告を受けた情報を住民・患者に対してわかりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援する。

#### 2 実施内容

##### (1) 報告の時点

平成29年10月1日現在の状況について報告  
(診療実績等については、平成28年度の状況について報告)

##### (2) 報告の期限

平成29年11月30日（木）までに報告書の提出若しくはインターネットによる報告（インターネットによる報告の場合、報告書等の提出は必要ありません）

##### (3) 公表の時期及び方法

報告書の提出による場合は情報システムへの入力後に、インターネットによる登録の場合は報告処理完了後にインターネット上のWebサイトで公表

やまぐち医療情報ネット <http://www.qq.pref.yamaguchi.lg.jp>



健康福祉部医療政策課  
医療企画班 担当：泉津  
Tel 083-933-2924 Fax 083-933-2829